

平成28年6月13日

公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法（昭和22年法律120号）第106条の24第1項第4号及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の24第1項第4号、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号）第32条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号）第18条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第83号）第9条並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第84号）第8条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」公益法人に該当しませんので、その旨報告いたします。